

改正 令和元年10月2日 原規技発第1910022号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月2日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部を別添新旧対照表のように改正する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和元年10月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定による認可を受けている者に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「新保安規定審査基準」という。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項第22号及び第23号に関する部分（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する教育及び訓練に関する部分を除く。）の適用については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第53条に定める技術上の基準に適合するために必要な事項に係る法第43条の3の9第1項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第43条の3の11第1項の規定による検査の合格の日までの間は、なお従前の例による。ただし、この間に行われる法第43条の3の24第1項の規定による認可（新保安規定審査基準の規定に適合するために必要な変更に係るものに限る。）については、この限りでない。
- 3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「工事の計画」とあるのは「設計及び工事の計画」と、「検査の合格の日」とあるのは「検査について原子力規制委員会の確認を受けた後に当該工事を行った発電用原子炉施設の使用を開始する日」とする。

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>実用炉規則第92条第1項第9号</u> 発電用原子炉施設の運転<br/>(略)</p> <p>○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び<u>重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)</u>等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーバランス」という。)、LCOを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による<u>原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請</u>において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p> <p>(略)</p> | <p><u>実用炉規則第92条第1項第9号</u> 発電用原子炉施設の運転<br/>(略)</p> <p>○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び<u>重大事故等対処設備等</u>について、運転状態に対応した運転上の制限(以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーバランス」という。)、LCOを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による<u>発電用原子炉施設設置許可及び同法第43条の3の8による発電用原子炉施設設置変更許可</u>において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p> <p>(略)</p> |
| <p><u>実用炉規則第92条第1項第22号</u> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の<u>整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)</u>に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、<u>特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。)</u>に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <p>1.・2. (略)</p>   | <p><u>実用炉規則第92条第1項第22号</u> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の<u>整備</u>に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1.・2. (略)</p>  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。<u>なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p>1. <u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>2. <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</u><br/> <u>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定め</u></p> | <p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。</p> <p>4. ～7. (略)</p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>られていること。</u></p> <p><u>実用炉規則第92条第1項第23号</u> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「<u>大規模損壊発生時</u>」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の<u>整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）</u>に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。<u>なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p>4. ～7. （略）</p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対しの確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p> | <p><u>実用炉規則第92条第1項第23号</u> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「<u>大規模損壊時</u>」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の<u>整備</u>に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>4. ～7. （略）</p> <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、<u>法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類</u>に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |